

仕 様 書

1 業務名

ツル植物等除去作業（下鴨静原大原線他）

2 業務の目的

ツル植物が繁茂するなど、安全な通行の確保の支障となっているため除去する。

3 履行期限

令和8年9月30日まで

4 履行場所

- ① 下鴨静原大原線（左京区静市野中町）
- ② 北山通（左京区松ヶ崎雲路町）

5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

6 業務内容

（1） ツル植物及び支障枝の除去

- ① ・サクラの幹や枝にからんだクズ・フジ等を除去すること。（作業範囲は別紙箇所図参照）

道路柵から1m程度の範囲から生えているクズ・フジ等は、地際で刈り払い、その上部を除去すること。上記範囲外から伸びてきているクズ・フジ等は、歩道面の延長を目安に切断し、その上部を除去すること。（別紙写真参照）

- ・サクラの通行支障枝除去（走行車線部で4.5mまでの枝（下垂枝を含む）を切除）を行うこと。

- ② イチョウの幹や枝にからんだヘデラを、地際で切断したうえで、できる限り除去すること。

（2） 業務完了後、完了届および写真（着手前、施工中、完成後）を提出

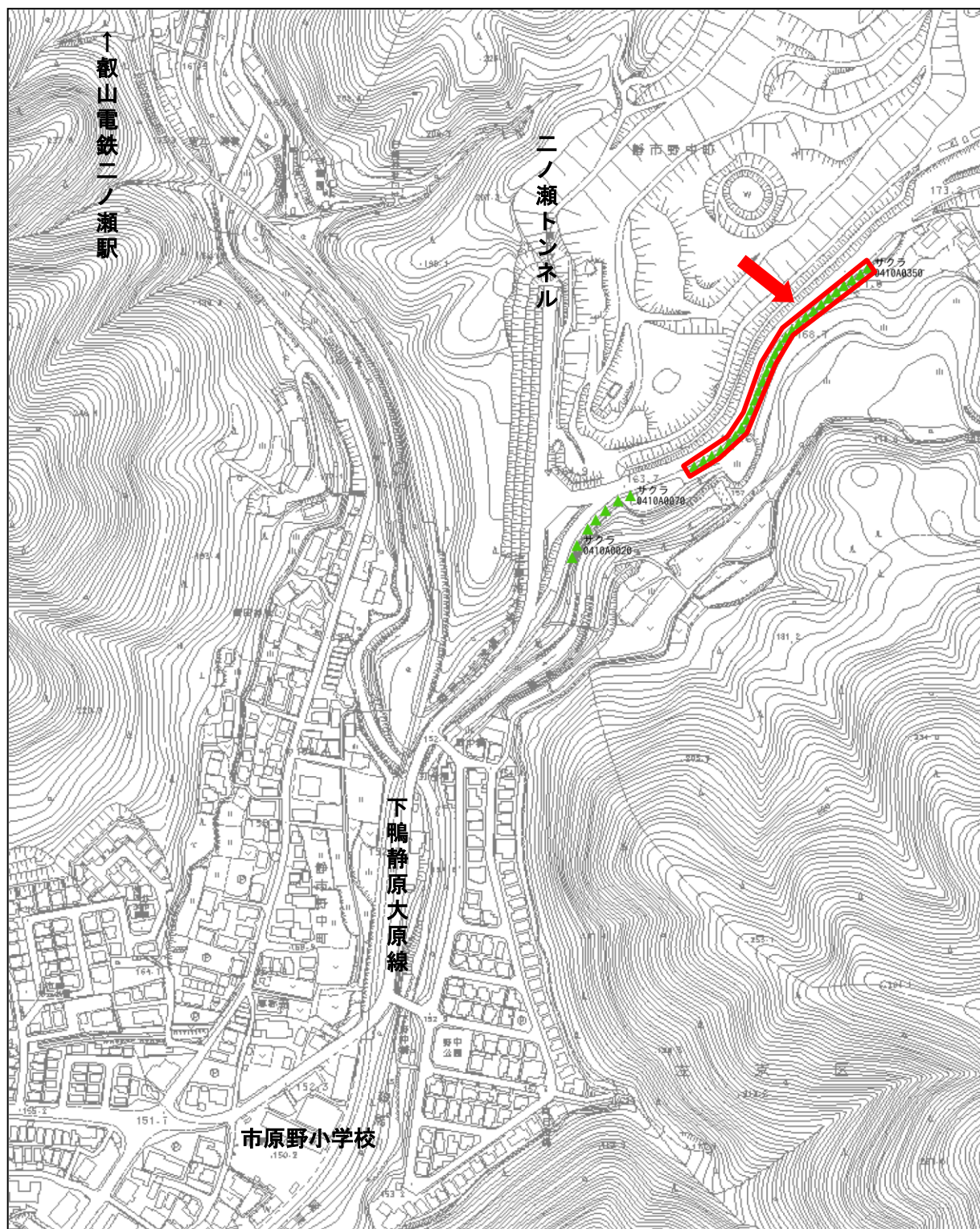
7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- (3) 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

① 下鴨静原大原線（左京区静市野中町）

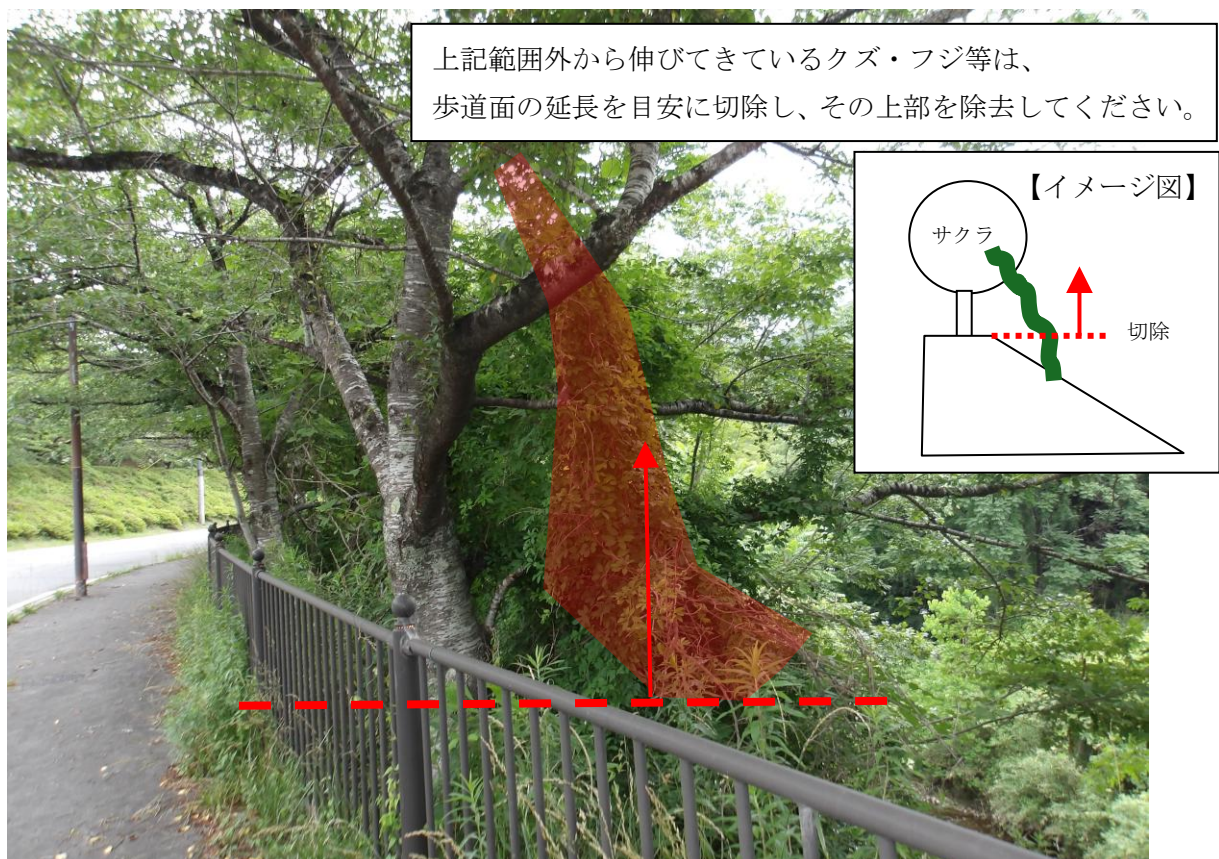


② 北山通（左京区松ヶ崎雲路町）



別紙（写真）

① 下鴨静原大原線



走行車線部で4.5mまでの枝（下垂枝を含む）があれば切除してください。

4.5m



② 北山通

道路北側（イチョウ6本）



道路南側（イチョウ2本）

